

# 産業競争力会議 雇用・人材分科会(第6回)

## 説明資料

平成25年12月26日  
厚生労働省

# 我が国における個別労働関係紛争の解決状況

- 我が国における、個別労働関係紛争に関する紛争の解決手段は、民事訴訟(裁判)のほか、裁判所による労働審判や、行政による個別労働紛争解決制度が存在する。
- 個別労働紛争解決制度によるあっせんや、労働審判制度も定着してきており、裁判で争われる場合でも、和解による解決も多い。この傾向は、解雇事案においても同様。

## 個別労働紛争解決制度 ※1

総合労働相談に加え、都道府県労働局長が求めに応じ、助言、指導、あっせんを実施(H13年度～)

相談件数: **254,719件**  
 あっせん申請件数:  
 6,047件

うち解雇に関する相談、あっせん

相談件数: **51,515件**  
 あっせん申請件数:  
 1,904件

## 労働審判 ※2

裁判所において、裁判官と労働関係の専門的な知識経験を有する労働審判員が、原則3回以内の期日で迅速な紛争処理を実施(H18年度～)

新受件数: 3,719件  
 調停成立: 2,609件

うち解雇等に関する申し立て

新受件数: 1,735件  
 調停成立: 1,282件

## 裁判 ※3

究極的な民事紛争の解決手段

新受件数: 3,358件  
 終局事案: **3,092件**

うち解雇等の訴え ※4

新受件数: 1,026件  
 終局事案: **963件**

### 終局結果

**和解: 482件**

**判決: 343件**

容認(解雇無効): 166件  
 棄却・却下: 177件

## 個別労働紛争解決制度、労働審判制度における金銭解決の状況

※ 個別労働紛争解決制度(平成13年度創設)や労働審判制度(平成18年度創設)により、裁判で解雇の有効・無効を争うことなく、**金銭解決を含む迅速で柔軟な解決が可能**。

個別労働紛争解決制度における解決金額	<b>8割以上の事案で100万円未満</b> 10万円以上20万円未満が24.9%で最も多い
労働審判制度における解決金額	<b>約5割の事案で100万円未満</b>

資料出所: 厚生労働省「個別労働紛争解決制度施行状況」、最高裁判所事務総局「司法統計」、最高裁判所行政局調べ、労働政策研修・研究機構の調査「日本の雇用終了一労働局あっせん事例から」(2012年)

※1: 総合労働相談センターに持ち込まれた件数(平成24年度) ※2: 平成24年 ※3: 第一審通常民事訴訟における労働関係民事訴訟の訴え(平成24年)

※4: 第一審通常訴訟における解雇等の訴え(金銭に関する訴え以外の訴え)(平成24年)

# 「世界でトップレベルの雇用環境・働き方」の実現に向けて

## I. 「公正で質の高い労働市場の確保および個人の自主的な能力開発の支援・強化」

### ⑤ 予見性・透明性・公平性の高い紛争処理の仕組みづくり

- 労働審判による「解決例」の分析・公表（参考：労働審判への解雇等に関する申し立て：1747件（新受件数）、1242件（調停成立件数）（平成23年））
- 仲裁制度の導入
- 解雇無効判決後の事後的な金銭解決（予見可能性を高めることで労働者にとって裨益する制度のあり方）



## 対応方針

- 都道府県労働局で個別労働紛争解決促進法に基づき実施しているあっせん事例について、匿名性に配慮しつつ、分析・整理を行い、その結果を活用するためのツールを整備する。
- 主要先進国において判決による金銭救済ができる仕組みが整備されていることを踏まえ、諸外国の関係制度・運用の状況について研究を進める。